

随意契約理由書

件 名	三宮駅 6号・7号エスカレーター整備
契 約 の 相 手 方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随 意 契 約 の 理 由 本業務は神戸市営地下鉄 西神・山手線 三宮駅に設置しているエスカレーターの機器の保全を図り、駅利用者の安全を確保するために整備を行う。また、駅利用者数に応じて低速運転を実現し、エスカレーターの省エネ性能を向上させるためにインバーター化による速度切替機能の追加を行う。 本業務の取替え部品は当該機器の主要な構成部品で、他の昇降機メーカーのエスカレーターとは構造が異なるため互換性がなく、構成部品を調達できるのは当該エスカレーターの製造会社である上記業者のみである。また、施工に必要な制御や構造に関する詳細な情報はエスカレーターの製造会社しか知りえないため、各部品の調整値などを適正に管理し、機器全体の性能及び品質を保証できるのは製造会社である上記業者のみである。 よって、上記業者と随意契約を行うものである。	
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	交通局高速鉄道部施設課設備係 (電話番号 984-0178)